ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表 令和５年８月29日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長　嘉数　剛 賃金室長　小池雅弘 電話：098-868-3421

令和５年度の沖縄県最低賃金改定に向けた協力要請について

令和５年８月 14 日に沖縄地方最低賃金審議会会長（島袋　秀勝）より「沖縄県最低賃金は時間額 896 円（＋43 円引上げ）」とする答申が沖縄労働局長に対し行われました。

県内の中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備していくため、沖縄労働局（局長　西川（にしかわ）　昌登（まさと））は、今般、県・市町村、内閣府沖縄総合事務局、県内国家機関等に対して、協力要請等を行いました（例として、別添１参照）。

なお、沖縄労働局では、県内の中小企業・小規模事業者への皆様に利用していただける支援措置を関係機関と調整しとりまとめ、今後関係団体等へ周知する予定です。

【別添１】　沖縄県知事への要請文書（写）

別添1

写

沖労発基 0821 第１号
令和５年８月 21 日

沖縄県知事　殿

沖縄労働局長

令和５年度沖縄県最低賃金額の改定に向けた取組みについて（協力要請）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和５年度沖縄県最低賃金の改定につきましては、時間額 853 円を 43 円引上げ 896 円とする旨の答申が令和５年８月 14 日付け沖地最審第５号「沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）」（別添１。以下「答申文」という。）をもって、沖縄地方最低賃金審議会会長よりあったところであり、関係労使からの異議申出に関する手続きなどを経た上で早ければ令和５年 10 月８日から発効される予定であります。

最低賃金制度は、労働者の最低労働条件を担保するセーフティネットの機能を有しており、改定にあたっては、公労使委員からなる沖縄地方最低賃金審議会において、地域の実情等を踏まえ、政府方針にも配慮しつつ、審議が行われました。

本年度の沖縄県最低賃金の改定決定に係る審議は、最近の物価上昇等を考慮し、過去最大の上げ幅での答申となったものの、中小企業、小規模事業者においては、原材料やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でない企業環境も踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資の確保につなげる取組について、公労使委員全会一致の付帯決議も付された内容となっております。

つきましては、答申文の内容を踏まえ、令和５年度沖縄県最低賃金額の改定に向けた下記の取組みについて、御協力を賜りますよう特段の配慮をお願い申し上げます。

記

１　中小企業、小規模事業者が、賃金引き上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引価格適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月、中小企業庁※）に基づく、労務費、

原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

2　生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

3　ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 43 円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

※　「取引価格適正化に向けた５つの取組」別添２参照

＜担当＞
沖縄労働局労働基準部賃金室　小池、宜間
電話：098-868-3421

別添１

写

沖地最審第５号
令和５年８月14日

沖縄労働局長
　西川　昌登　殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長　島袋　秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和５年７月３日付け沖労発基0703第１号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成20年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙２のとおり令和３年10月８日発効の沖縄県最低賃金（時間額820円）は令和３年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

（別紙１）

沖縄県最低賃金

１　適用する地域

沖縄県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間８９６円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

（別紙２）

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

（１）件　　名　　沖縄県最低賃金
（２）最低賃金額　　時間額　820 円
（３）発　効　日　　令和３年 10 月８日

２　生活保護水準

（１）比較対象者
　　18～19 歳・単身世帯者
（２）対象年度
　　令和３年度
（３）生活保護水準（令和３年度）
　　生活扶助基準(第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,676 円）。

３　生活保護に係る施策との整合性について

　上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額（註）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）１箇月換算額
　820 円（沖縄県最低賃金）×173.8（１箇月平均法定労働時間数）×0.816（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝116,293 円

（※）令和５年７月 12 日、中央最低賃金審議会の「令和５年度第２回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

（１）中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月、中小企業庁）に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

（２）生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

（３）ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 43 円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

別添2

取引適正化に向けた５つの取組について

令和４年２月１０日
中小企業庁

※令和４年６月17日　一部訂正

取引適正化に向けた５つの取組

- 中小企業の**賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有**されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」（昨年末取りまとめ）の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**５つの取組**を実施していく。

（※赤字は今回新たに発表する内容）

◆ 年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

１．価格交渉のより一層の促進

- 下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施（２月中に順次実施）
  - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施 。
- 価格交渉促進月間の３月の実施（３月に実施し、４月にフォローアップを実施）
  - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い3月にも価格交渉促進月間を実施。
- 下請振興法の振興基準を改正（年度内を想定）
  - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

２．パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て、及び②下請取引企業に対するアンケート調査の実施
  - ①は年度内に取り纏めて公表し、宣言内容の調達現場への浸透を促す。 ②は評価結果を公表・周知(2021年調査結果は本日公表(P5))
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

３．下請取引の監督強化

- 下請Gメンの体制強化（4月から倍増予定）
  - 下請Gメンを来年度倍増。また、アドバイス機能の強化（支援機関や補助金等の紹介）やAI等による取締りの効率化も検討。
- 商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化（年度内から実施）
  - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- 業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等　（順次実施）
  - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

取引適正化に向けた５つの取組

（※赤字は今回新たに発表する内容）

◆ 前頁に加えて、新たに下記の事項にも取り組む。

４．知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 「知財Gメン」の新設（今年度内にヒアリングを開始）
  - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置（今年度内にも立ち上げ）
  - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- 商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化（年度内から実施）

５．約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請（2月中に各省に依頼）
  - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の検討を依頼し、その反映を要請。
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討（2月中に金融業界に検討を依頼）
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

価格交渉のより一層の促進

①業種別の対応

・フォローアップ調査の結果を業種別にまとめ、**ランキング形式にして公表・各業界に周知**。
・その上で、各業界に対し改善を要請し、**自主行動計画への反映を依頼**。

②個社単位での対応

・**受注先中小企業が価格転嫁できている割合が低く、価格交渉への対応状況も良くない発注元企業**に対して、**下請中小企業振興法に基づく「助言」**を活用し、個社単位で注意喚起を行う。
・「助言」を実施した企業に対しては、継続的に下請Gメン等を活用した価格交渉状況のフォローアップを実施し、**改善が見られない場合には同法に基づく「指導」の活用も検討**。

③価格交渉促進月間の継続的な実施

・9月と同様に**価格交渉の頻度が高い3月も価格交渉促進月間**として設定し、大企業と中小企業における価格交渉や価格転嫁の実現を促進。
・9月と３月を年２回の価格交渉促進月間として、**業種別のランキングとりまとめや個別企業への「指導・助言」の実施**、中小企業向けの講習会等を継続的に実施することで、**価格交渉の慣習としての定着を図る**。

（参考）問.直近１年間でいつ価格交渉の協議を申込みましたか/行いましたか

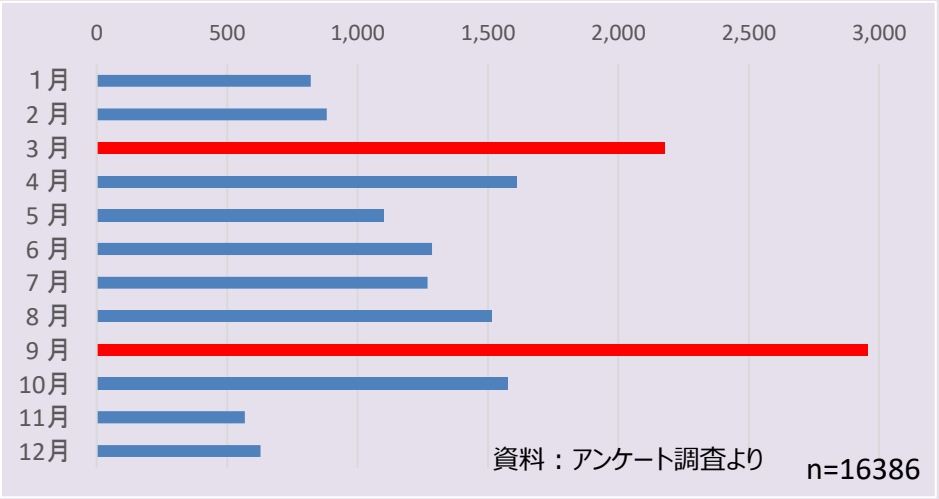

パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

1．宣言内容の実効性向上

（１）宣言企業全社に書面調査を実施し、各社の取組をフォローアップ。（令和4年１月12日～）

調査内容	①宣言内容の周知の状況 ー取引先全体に対する宣言内容の周知の状況、社内の調達部門に対する周知・教育の実施状況　等 ②取引適正化の重点５分野に関する取組等について ー労務費や原材料費の上昇に関する価格交渉協議の実施状況、価格転嫁の達成状況 ー取引価格を上げる際の懸念点、その他工夫している取組　等 ③サプライチェーン全体の共存共栄に向けた取組 ーグリーン化（脱炭素化）に向けた取引先への支援状況 ーその他の社会課題に関する取組に向けた取引先への支援状況　等

（２）下請事業者に対するアンケート調査も実施（本年度は価格交渉促進月間フォローアップ調査の中で実施）

- 価格交渉促進月間FU調査の結果も踏まえ、**宣言企業に対して、宣言内容の現場への浸透を促す**。
- 非宣言企業で上位に位置するような企業に対しても宣言をしていただくべく、**引き続き宣言拡大に向けた周知**等を実施。
- 今後は、**取引重点５課題も含めて、宣言企業の下請事業者に対して、取組状況についてアンケート調査**を行い、 **下請取引の実態を対外的に示していく**ことを予定

2．コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け

→コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針においてパートナーシップ構築宣言が望ましい取組であること示す。

3．宣言企業の申請に対する補助金における加点

→経済産業省で実施している補助金の加点措置について、対象範囲を他省庁の補助金に拡大を検討。

下請取引の監督強化

- 下請取引の監督強化に向け、下請Gメンの体制強化やアドバイス機能の強化等を図る

①下請Gメンを**４月以増降倍**し（120名⇒248名）し、**年間1万件のヒアリング**を実施
②下請Gメンの中小企業向けの**アドバイス機能を充実**させ、中小企業の価格転嫁力等の底上げ
③**商工会・商工会議所と下請かけこみ寺との連携を強化**し、相談体制を強化するとともに、**下請かけこみ寺で収集した相談情報**を端緒に**下請Gメンのヒアリング等を実施**
④これまで蓄積された書面調査や立入検査等のデータを**ＡＩに学習**させ、自動的な優先順位付けなど、**下請代金法の違反行為の取締効率を高める**こと等を検討

- また、下請Gメンによるヒアリング等を踏まえ、取引上の問題が多く存在していると考えられる業種を選定し、**業所管省庁や業界への働きかけを通じ、業種別ガイドライン・自主行動計画策定業種の拡充**を随時行う。【令和４年１月現在で、下請ガイドラインは19業種、自主行動計画は18業種51団体で策定。】

下請取引の監督強化及びガイドライン・自主行動計画の拡充等

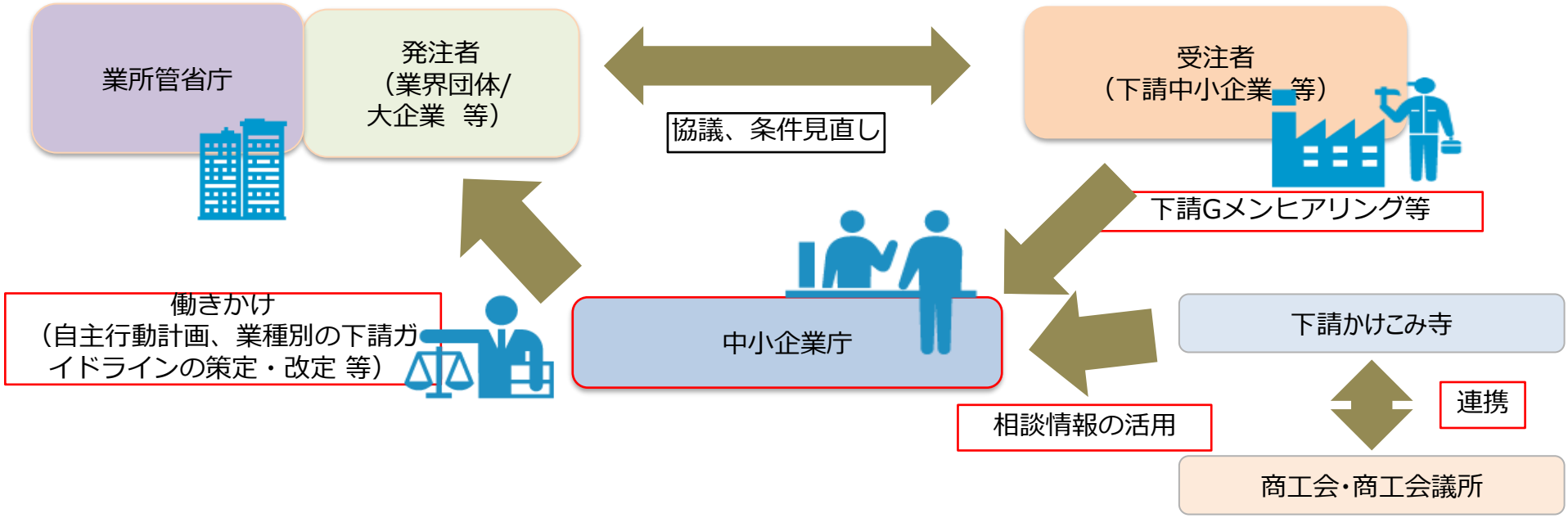

知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 知財は中小企業にとって利益の源泉となる可能性がある一方、**①中小企業の知財が親事業者に買いたたかれる事例**や、②中小企業にとっても、知財は専門的で馴染みのないものであり、**自ら有している技術やノウハウが保護すべき知財であることが認識されていない**現状が存在。
- これらを踏まえ、知財取引に関する問題意識や積極姿勢を多くの中小企業に醸成していくため、知財に関する取組を重点的に実施する体制を構築する。

1 「知財Gメン」の創設

・知財取引の適正化に対応するためのGメンの専門チーム（知財Gメン）を創設
・知財Gメンが中小企業から知財取引関連のヒアリングを実施し、問題事例などをとりまとめ

2 「知的財産取引アドバイザリーボード」の設置

・弁護士・弁理士等の専門家による「知財取引アドバイザリーボード」を設置
・知財Gメン等によって収集した問題事例等について、親事業者への「指導・助言」の必要性について諮問

3 下請振興法に基づく「指導・助言」の積極的な実施

・アドバイザリーボードへの諮問結果を踏まえ、個別の親事業者に知財取引の適正化を働きかけるため、親事業者に下請振興法に基づく「指導・助言」を実施
・「指導・助言」を行った親事業者に対しては、継続的なフォローアップを実施

4 「知財総合支援窓口」等との連携、経営支援機能の強化

・知財総合支援窓口や商工会議所に寄せられた取引関係の問題を下請かけこみ寺につなぎ、取引問題に知見のある相談員の支援につなげるとともに、「知財Gメン」のヒアリングにつなげる体制の構築

約束手形の利用廃止への道筋

- 2021年、18業種51団体において自主行動計画を改定・策定し、**2026年までの約束手形の利用の廃止が目標**として掲げられたところ。
- 今後、この目標の達成に向けた具体的な取組の実施が必要。

令和３年度自主行動計画フォローアップ調査

問29：今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

回答企業	回答の選択肢	回答の割合
発注側 n＝809	2026年までに利用の廃止をする予定	２９．２％
	時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討中	５８．０％
	約束手形の利用の廃止予定はない	１２．９％
受注側 n＝622	2026年までに利用の廃止がされる予定	１１．７％
	時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討がされている	３８．４％
	約束手形の利用の廃止予定はない（取引先から聞いていない）	４９．８％

※１　数値は、代金を手形で支払っている企業のうち、それぞれの項目該当する企業数表す。　※２　小数第２位で四捨五入しているため、合計は100%にならない

・このような結果を踏まえ、今後、中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（官邸ＷＧ）において、以下の事項に関する所管業種への働きかけを関係省庁に依頼する。

①**約束手形の利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）**を検討し、**今夏を目処に各団体の自主行動計画へ反映**する。

②業種をまたぐ取引上の課題（自らの業種だけではなく、他業種でも取り組んでもらわなければ解決できない問題）を洗い出し、**春頃までに中小企業庁にフィードバック**する。

→出てきた事項を中小企業庁でとりまとめ、**各業界の自主行動計画への反映を要請**する。

③金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請**する。